

沿岸広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年3月26日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市墓目第2地割33番1地先から腹帯第2地割35番11地先まで	新	A 8.0~105.9 m	m 10,480.0
		B 14.2~97.2	7,285.0
	旧	A 8.0~105.9	10,480.0
		B 14.2~97.2	7,260.0
宮古市川井第3地割95番1地先から箱石第5地割18番13地先まで	新	A 10.0~83.0	9,470.0
		B 14.2~126.5	6,893.0
	旧	A 10.0~83.0	9,470.0
		B 14.2~115.9	6,900.0
宮古市平津戸南平津戸山302林班ろ小班地先から区界第4地割124番1地先まで	新	A 9.8~53.8	10,904.0
		B 13.5~121.9	8,505.0
	旧	A 9.8~53.8	10,879.0
		B 13.5~121.9	8,480.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和3年3月26日から同年4月26日まで